

書誌第101号追

本州南・東岸水路誌

追補第3

令和4年（2022）1月28日発行



海上保安庁

本州南・東岸水路誌

追補第3

この追補は、令和2年3月刊行の本州南・東岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和3年11月26日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和4年1月28日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

AIS 信号所 船舶の AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別システム) 受信機又は AIS 重畳表示が可能なレーダや ECDIS (Electronic Chart Display and Information System: 電子海図表示システム) 画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設のこと。種別には、既存の航路標識に AIS 局を併置した「Real」と実際には存在しない航路標識をレーダ等に表示させる「Virtual」がある。本誌記載区域内には、次の 7 AIS 信号所がある。

AIS 信号所名	位 置	種 別	備 考
ふくしま浜風洋上風力発電施設	37° 19.5' N 141° 15.8' E	Real	ふくしま浜風洋上風力発電施設灯に併置
ふくしま絆洋上サブステーション施設	37° 18.6' N 141° 14.4' E	Real	ふくしま絆洋上サブステーション施設灯に併置
ふくしま未来洋上風力発電施設	37° 18.6' N 141° 15.8' E	Real	ふくしま未来洋上風力発電施設灯に併置
浦賀水道航路中央第 1 号	35° 12.7' N 139° 46.6' E	Real	浦賀水道航路中央第 1 号灯浮標に併置
伊豆大島西岸沖推薦航路北バーチャル AIS 航路標識 (安全水域標識)	34° 48.0' N 139° 17.0' E	Virtual	横浜 AIS 信号所管理
伊豆大島西岸沖推薦航路南バーチャル AIS 航路標識 (安全水域標識)	34° 42.2' N 139° 10.0' E	Virtual	横浜 AIS 信号所管理
伊良湖水道航路北口東端	34° 34.8' N 136° 59.4' E	Virtual	伊勢湾海上交通センター管理
伊良湖水道航路南東方	34° 32.4' N 137° 01.8' E	Real	伊勢湾第 2 号灯浮標に併置
中山水道開発保全航路第 1 号	34° 37.7' N 136° 58.6' E	Real	中山水道開発保全航路第 1 号灯標に併置
四日市港昭和四日市石油シーバース	34° 55.8' N 136° 42.2' E	Real	

第 6 章 水 先

水 先 区

10

水先区とは水先法の適用される区域で、名称及び区域は水先法施行令で定められている（水先法第 33 条、同法施行令第 3 条）。このうち、水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を強制水先区という（水先法第 35 条第 1 項、同法施行令第 4 条、第 5 条、同法施行規則第 21 条）。本誌の記載区域内にある水先区などは、次表のとおりである。

15

1 水先区

水 先 区	区 域
八 戸	八戸港及び付近
釜 石	釜石港の区域
仙 台 湾	仙台塩釜港～石巻港及び付近
小 名 浜	小名浜港及び付近
鹿 島	鹿島港及び付近
東 京 湾	千葉県明鐘岬から 304 度に引いた線以北の区域
田 子 の 浦	田子の浦港の区域
清 水	清水港及び付近
伊勢三河湾	伊勢湾、三河湾、伊良湖水道及び付近

海難救助機関

海上保安庁 海上における治安の維持、海上交通の安全確保、海難の救助、海上防災・海洋環境保全、国内外関係機関との連携・協力を 5 つの使命とし、「海の危機管理」の業務を行っている。

5 全国を 11 の管区に分け、それぞれに管区海上保安本部を置いている。この水路誌の記載区域内を管轄する管区海上保安本部とその出先機関は、次のとおりである。

管区海上保安本部	海上保安部	海上保安署	海上保安部分室等	航空基地等
第二管区海上保安本部 塩竈市貞山通 3-4-1 TEL (022-363-0111)	八戸 (0178-33-1221) 釜石 (0193-22-3825) 宮城 (022-363-0114) 福島 (0246-53-7111)	宮古 (0193-62-6560) 石巻 (0225-22-8088) 気仙沼 (0226-22-7084)		仙台 (0223-22-2891)
第三管区海上保安本部 横浜市中区北仲通 5-57 TEL (045-211-1118)	茨城 (029-263-4118) 千葉 (043-301-0118) 銚子 (0479-21-0118) 東京 (03-5564-1118) 横浜 (045-671-0118) 横須賀 (046-862-0118) 下田 (0558-23-0118) 清水 (054-353-0118)	鹿島 (0299-92-2601) 木更津 (0438-30-0118) 勝浦 (0470-73-3999) 小笠原 (04998-2-7118) 川崎 (044-266-0118) 湘南 (0466-22-4999) 御前崎 (0548-63-4999)	茨城海上保安部 日立分室 (0294-29-0118) 千葉海上保安部 館山分室 (0470-20-0118) 千葉海上保安部 船橋分室 (047-432-4118) 下田海上保安部 伊東マリンパトロール ステーション (0557-35-3085) 清水海上保安部 田子の浦分室 (0545-31-0118)	羽田 (03-3747-1118)
第四管区海上保安本部 名古屋市中区港区入船 2-3-12 TEL (052-661-1611)	名古屋 (052-661-1615) 四日市 (059-357-0118) 鳥羽 (0599-25-0118) 尾鷲 (0597-25-0118)	衣浦 (0569-22-4999) 三河 (0532-34-0118)	鳥羽海上保安部 浜島分室 (0599-53-0300)	中部空港 海上保安航空基地 (0569-38-8118)
第五管区海上保安本部 神戸市中央区 波止場町 1-1 TEL (078-391-6551)	田辺 (0739-22-2000) 徳島 (0885-33-2246) 高知 (088-832-7113)	串本 (0735-62-0226) 宿毛 (0880-65-8117) 土佐清水 (0880-82-0464)	徳島海上保安部 美波分室 (0884-77-0555)	*関西空港 海上保安航空基地 (072-455-1235)

*印は記載区域外に存在するが、同区域を管轄する海上保安部署を示す。

海上における事件・事故の緊急通報用電話として、局番なしの 3 桁電話番号「118 番」がある。この「118 番」通報は、海難事故に遭遇した場合又は目撃した場合等の海難通報のほか、油の排出や不審船を発見した場合、密航・密輸等の情報を得た場合などの通報も対象となり、最寄りの管区海上保安本部又は海上保安庁（本庁）に連絡できる。

なお、この「118 番」通報は、加入電話、公衆電話、携帯電話、船舶電話から利用できる。

目標

地 物 名	概 位	備 考
無線塔群	39° 38.8' N 141° 58.0' E	2無線塔（高さ66m・67m）、観測塔（高さ59m、白塗）及び煙突（高さ59m）がある。
無線塔	39° 38.1' N 141° 57.5' E	高さ127m、赤白塗
著 屋	39° 37.7' N 141° 57.8' E	市民文化会館、白色三角形

海底波高計 竜神埼防波堤の東方約0.2Mに海底波高計が設置されている。

水先 水先法という水先区ではないが水先類似行為者がいる。

5 **入港上の注意** 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

1 港内には険悪物が散在しているので注意を要する。

2 閉伊川河口で水門の建設工事が行われている。

10 **針路法** 北方からは、陸中弁天埼灯台（39° 56.8' N 141° 57.6' E）の東北東方約7Mの所から針路190°で閉伊埼灯台（39° 39.3' N 142° 01.5' E）に向首する。姉ヶ埼東方2Mで針路を216°とし、宮古港藤原防波堤灯台（39° 37.7' N 141° 58.6' E）に向首する。館ヶ埼航過後は、適宜港内に向かう。

南方からは、針路320°で陸中真埼灯台に向け進み、閉伊埼灯台の北東方で針路を250°とし、日出島南端に向首する。同灯台の北方1.5Mで針路を216°とし、宮古港藤原防波堤灯台に向首する。館ヶ埼航過後は、適宜港内に向う。その際、下記事項に注意を要する。

錨地 大型船は、通常藤原防波堤の東方にある検疫錨地付近に錨泊する。

15 **港湾施設**

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
日立浜岸壁	39° 38.6' N 141° 58.4' E	240	3.5~6	300 t × 4		
鍛ヶ崎岸壁	39° 38.6' N 141° 58.1' E	505	3~5	500 t × 7		
出崎 ふ頭	-9m岸壁	39° 38.4' N 141° 58.3' E	175	7~8		10,000×1
	-7.3m岸壁	39° 38.5' N 141° 58.2' E	218	6.5		3,000×2
藤原 第1 ふ頭	-12m岸壁	39° 38.0' N 141° 58.2' E	240	10		30,000×1
	-7.5m岸壁	39° 38.1' N 141° 58.0' E	260	6.5~8		5,000×2
藤原ふ頭	39° 38.1' N 141° 57.9' E	180	3.5~6	700×3		
藤原 第2 ふ頭	-10m岸壁	39° 37.7' N 141° 58.2' E	740	9~10		12,000×4
	-7.5m岸壁	39° 37.9' N 141° 58.2' E	260	6.5~7.5		5,000×2

入港上の注意 宮古湾の両岸には、多数の定置網（各周年）があるが、特に閉伊埼灯台の西方約0.6Mから南西方約1.2M間の距岸約800m以内にある定置網及び養殖施設には、注意を要する。

20 出崎ふ頭南側の閉伊川河口一帯は、水深1~3mで、強風が吹くと破浪することがある。また、増水時には、流れが強いので注意しなければならない。

最大入港船舶 2019年4月25日、客船 ダイヤモンド・プリンセス（115,875 t、喫水8.6m）が、藤原第2ふ頭-10m岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、宮古港船舶津波・台風等異常気象対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等

の災害防止措置を指導している。（問合せ先：宮古海上保安署）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
宮古海上保安署	0193-62-6560	横浜植物防疫所塩釜支所	022-362-6916
釜石税関支署宮古出張所	釜石税関支署 0193-22-3010 へ連絡	仙台検疫所宮古出張所	仙台検疫所（本所） 022-367-8100 へ連絡
岩手県沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	0193-64-2221	東北運輸局 岩手運輸支局宮古庁舎	0193-62-3500

補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。給油船がある。

5 修理 30 t 以下の漁船（鋼船・木造船）を造修する造船所が 2 社ある。

医療施設

名 称	電話番号	備 考
岩手県立宮古病院	0193-62-4011	

第 2 節 鮎ヶ埼～金華山（海図 W54）

10 概要 八戸港内の蕪《カブ》島～牡鹿半島間の沿岸は、三陸復興国立公園に指定（平成 27 年 3 月 31 日指定）されている。同国立公園南部の鮎ヶ埼～金華山の間は、著しく屈曲するリアス式海岸で、大小多数の湾があるが山田湾、大船渡湾を除いてその多くは、東に開いているためうねりが侵入しやすい。

15 一般に海岸近くまで深水であるが、所々に島や陰礁が存在し、特に山田湾外及び大槌湾外それぞれにある大根は、沿岸航海の場合に注意が必要である。なお、御箱埼（39° 21′ N 142° 00′ E）付近は、南寄りの風のと看風と潮とが相まって、激潮を生ずる。

この沿岸には、釜石、大船渡等の港則法適用港がある。このほかに、山田湾、気仙沼湾、雄勝湾、女川湾など大型船が利用できる泊地がある。

入港上の注意 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

- 1 入港する場合は、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。
- 2 公共ふ頭は一部沈下により、満潮時等に越波する場合がある。
- 3 港内で錨泊する場合、海底の堆積物に錨が絡むことを想定し注意すること。

5 港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
(須賀ふ頭) 公共ふ頭	-11m岸壁	39° 16.0' N 141° 53.8' E	190	11.5	18,000×1	クレーンがある。
	-7.5m岸壁	39° 16.1' N 141° 53.5' E	130	7~7.5	5,000×1	岸壁前面海域に陰悪物が散在している。
	-7.5m耐震岸壁	39° 15.9' N 141° 53.8' E	130	8~8.5	5,000×1	
	-4.5m岸壁	39° 16.0' N 141° 53.6' E	120	4~4.5	1,000×1	

上表のほか、会社専用の棧橋及び物揚場がある。

最大入港船舶 2014年12月23日、石炭運搬船 KASHIMA MARU (93,288 t、満載喫水 18.2m) が新日本製鉄専用岸壁南棧橋に着岸した。

- 10 **錨地** 大型船は、鎌崎の東方にある検疫錨地付近に錨泊するのが常である。検疫錨地の北部は、底質泥又は砂で錨かきは良いが、水路に近いので出入港船の支障とならないよう、錨地の選定には注意を要する。
第1区は、錨かきは良いが錨地が狭く、陰悪物が点在している。台風などで港内の錨泊が困難なときには、北方の山田湾か南方の大船渡港に避難できるが、両湾は定置網や養殖施設が多いので注意を要する。
危険物積載船錨地は、第2区に指定されている。
- 15 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、釜石・大槌・山田地区船舶安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：釜石海上保安部)

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
釜石海上保安部(港長)	0193-22-3830	岩手県釜石沿岸広域振興局土木部	0193-25-2708
釜石税関支署	0193-22-3010	仙台検疫所釜石出張所	仙台検疫所(本所) 022-367-8100へ連絡

- 20 **引船・通船** 引船がある。
- 補給** 清水、氷の補給ができる。給油船がある。
- 修理** 造船所1社(上架能力200t)がある。

医療施設

名称	電話番号	備考
岩手県立釜石病院	0193-25-2011	

また、海底には漁具や車両等の障害物が沈んでいることが考えられ、これらにも注意すること。

3 港内には島（珊瑚島）が存在し、島の西側を通る通航路と東側を通る通航路があり、両通航路とも養殖施設が隣接して狭隘であることから入港には注意が必要である。

針路法

5 北方から

- 1 鯉ヶ崎灯台東方沖から針路 196° で南航し、綾里崎灯台 (39° 01.8' N 141° 51.0' E) の東南東方約 11Mの所から針路 272° で碁石崎灯台 (38° 59.2' N 141° 44.5' E) に向首する。
- 2 小黒崎 (39° 01.5' N 141° 47.8' E) 正横から徐々に右転し、大船渡港指向灯 (39° 01.9' N 141° 42.8' E) の示す可航水路 (白光 311°) 上を進む。
- 3 尾崎正横で徐々に右転し、適宜の針路で錨地に向かう。

南方から

- 1 金華山灯台東方沖から針路 002° で綾里崎灯台に向首する。
 - 2 黒崎 (38° 57.2' N 141° 43.7' E) 正横前の所で徐々に左転しながら、大船渡港指向灯の示す可航水路 (白光 311°) 上を進む。以後は、上記 3 の針路に入る。
- 15 初めて入港する船舶は、夜間及び視界不良のときには、入港を避けた方がよい。

錨地 港奥の大部分は水深 10~20m、底質泥の所が多いが、錨かきは全般的に良くない。盛川に沿って、吹き出す北西風はかなり強く、走錨することがあるが、野々田地先よりも南方に錨泊すればよい。多くの船舶は、通常上記野々田地区岸壁の前面で、距岸約 400m、水深 15、16mの所に錨泊する。

検疫錨地は、コオリ崎の西南西方にある。

20 **港湾施設**

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
茶屋前	-9m岸壁	39° 03.9' N 141° 43.6' E	330	8~9.5	10,000×2
	-6m岸壁	39° 03.9' N 141° 43.4' E	210	5	2,000×2
	-4m物揚場	39° 04.0' N 141° 43.3' E	195	3	—
野々田	-13m岸壁	39° 03.5' N 141° 43.5' E	270	13	40,000×1
	-7.5m岸壁	39° 03.6' N 141° 43.6' E	260	6.5~8	5,000×2
	-4.5m岸壁	39° 03.4' N 141° 43.4' E	120	4.5	1,000×2

上表のほか、永浜地区-13m岸壁は「緊急時の着岸のみ」となっている。

小型船用の係船施設が、北岸には会社専用の係船施設や泊地が多数ある。また、港内東岸の琵琶島北東方の小湾内に貯木場がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、大船渡・陸前高田地区船舶安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：釜石海上保安部 TEL 0193-22-3830)

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
函館税関大船渡税関支署	0192-26-2326	岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	0192-27-9919
仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所	仙台検疫所 (本所) 022-367-8100 へ連絡		

塩釜区第 1、2 区（通称内港）は、よく風波を防ぎ安全である。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.4m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 0.92m である。

潮流 代ヶ崎水道（航路）における上げ（下げ）潮流は西北西（東南東）方へ流れ、1.8(2.6)kn である。

目標

地物名	概位	備考
富山	38° 23.8' N 141° 06.5' E	高さ 124m
波島	38° 19.0' N 141° 11.1' E	高さ 26m、平坦な島で、南西端に灯台がある。
立標	38° 19.0' N 141° 09.7' E	港界標柱、白塗、唐戸島南東端
船入島	38° 19.2' N 141° 07.2' E	航路東口北側
カラカイ島	38° 19.0' N 141° 07.3' E	航路東口北側、高さ 18m
水島	38° 19.3' N 141° 06.1' E	高さ 22m
地蔵島	38° 19.4' N 141° 04.3' E	灯台がある。馬放島間に満潮時水没する北防砂堤がある。
代ヶ崎	38° 19.3' N 141° 03.9' E	崎頂に多間山がある。
花淵崎	38° 18.0' N 141° 05.4' E	崎上は松が茂り、黒色で、遠望顕著。崎端に白塗標柱（高さ 25m）、崎の南西方約 850m の保ヶ崎に花淵灯台がある。
煙突	38° 20.2' N 141° 02.7' E	高さ 67m、灰塗
仙台区		
煙突	38° 16.5' N 141° 02.3' E	高さ 183m、灰色、東北電力新仙台火力発電所、タンク群も顕著
仙台サイロ	38° 16.3' N 141° 01.2' E	灰色、顕著

5

通信 船舶と港長との間で、「しおがまほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
しおがまほあん SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	宮城海上保安部	

水先 仙台湾水先区水先人会に要請する。（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）

航路 塩釜区、船入島の南方 0.6M付近から、代ヶ崎水道を経て貞山ふ頭の北方に至る幅 130m の航路がある。

なお、水島島頂と二ツ島島頂（38° 18.4' N 141° 06.1' E、高さ 20m）を結んだ線以西の水路においては、航行管制を行っているので注意を要する。

入港上の注意 塩釜区を利用する船舶は、大根灯浮標（38° 15' 56.2" N 141° 09' 51.5" E、モールス符号緑光毎 8 秒に A（・ー））、沖ノ高根灯浮標（38° 17' 26.8" N 141° 09' 18.5" E、モールス符号緑光毎 8 秒に B（ー・・・））の東側を十分距離を保ちながら航行することが必要であり、同灯浮標の西側を航行するのは複数の浅瀬までの距離が近い大変危険である。

1 公共岸壁（水深 4.5m 以上）は、ほぼ利用が可能となっているが、入港する場合には、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。

2 港内には険悪物が散在しているので注意を要する。

仙台区を利用する船舶は、仙台港沖防波堤灯台を左舷側に見ながら航行すること。

また、仙台港の南側海域には養殖施設が設置される区画漁業区域が設定されており仙台南防波堤東端及び仙台中防波堤南西端の間から入港するのは大変危険である。同海域から入港しようとした船舶による養殖施設への乗揚げ事故が複数発生している。

針路法 塩釜区へは、波島南方約 2M の港外から針路 302° に変針して、航路に入る。

なお、航路の両側には、険礁があるので注意を要する。

信号 馬放島にある塩釜信号所（38° 19.4' N 141° 04.2' E）で水路の管制信号を行っている。

25

相馬港 (37° 50′ N 140° 58′ E) (海図 W1089) (JP SMA)



(2018年8月撮影)

港種 特定港、開港、出入国港、植物防疫の港

5 **概要** 後背地への流通物質の受入基地及び商工業港として、整備が行われている。

港は、南浜から北北東方へ延びる南防波堤と、その北北東方にほぼ南北方向へ延びる沖防波堤があり、その西側に港湾施設がある。北側には5号ふ頭から東方へ延びる北防波堤がある。

南浜東部の松川浦の入口付近に、**松川浦漁港**がある。

気象 年間を通じて、西寄りの風が多い。霧は6~8月上旬に多く、特に7月は濃霧になることが多い。

10 **目標**

地物名	概位	備考
煙突	37° 50.5′ N 140° 56.8′ E	高さ204m、灰色、火力発電所構内、遠望顕著、相馬港に至る好目標
LNGタンク	37° 51.0′ N 140° 57.0′ E	高さ60m、頂部が球状の円筒形(直径90m) 2基

入港上の注意 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

1 港内及び周辺海域には、瓦礫等の水中障害物が依然と存在しているおそれがあり、航行には十分な注意が必要である。

15 2 入出港の航行経路は北航路となっている。

3 港奥の船だまりは、-3mの計画水深に対して、最大1.5m程度の水深減少がみられる。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカー(タンク船を含む)から、30m以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りではない。なお、引火性危険物積載タンカーは港内に停泊中夜間においても視認できる。「引火性危険物積載中」の標識を掲揚する。(平成29年10月1日 相馬港長公示第1号)

20

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
1 号 ふ頭	1・2号岸壁	37° 50.0' N 140° 57.6' E	各 90	4.5~6	2,000×2	
	3号岸壁	37° 50.1' N 140° 57.5' E	各 130	5.5~7	5,000×1	
	4号岸壁				5,000×1	
	5号岸壁				5,000×1	
	6~8号岸壁	37° 50.2' N 140° 57.3' E	各 90	4~4.5	2,000×3	
2 号 ふ頭	1号岸壁	37° 50.3' N 140° 57.3' E	90	5	2,000×1	
	2・3号岸壁	37° 50.4' N 140° 57.5' E	各 130	6~8	5,000×2	
	4号岸壁	37° 50.5' N 140° 57.4' E	240	12	30,000×1	
3 号 ふ頭	1号岸壁	37° 50.6' N 140° 57.3' E	240	12	30,000×1	耐震強化岸壁
	4号岸壁	37° 50.8' N 140° 57.4' E	170	7.5~8.5	10,000×1	
5号ふ頭4号岸壁		37° 51.5' N 140° 57.4' E	100	5.5	2,000×1	

上表のほか、北部の4号ふ頭に98,000D/W級の大型LNG栈橋（専用、JAPEX No.1バース）、2,500D/W級の小型LNG栈橋（専用、JAPEX No.2バース）及び5号ふ頭に60,000D/W級等の専用岸壁（1~2号栈橋、3号ドルフィン）がある。小型船用の船だまりは、南防波堤の基部西側にある。

5 (注意) 1号ふ頭：エプロンの使用には重量制限あり

最大入港船舶 2018年4月10日、LNG船GRAND ANIVA(122,239t、最大喫水9.1m)が相馬外航LNG栈橋に着栈した。

10 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、相馬港海上安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。（問合せ先：福島海上保安部）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
福島海上保安部（小名浜港長、相馬港長）	（いわき市） 0246-54-3450	福島県相馬港湾建設事務所	0244-36-5029
横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	0244-38-6130		

引船 引船がある。

15 **医療施設**

名 称	電話番号	備 考
公立相馬総合病院	0244-36-5101	

第 4 節 塩屋埼～犬吠埼 (海図 W1097)

概要 この約 77M間の海岸は、弓形に湾曲し出入りがない。特に、大洗岬以南の南半分はほとんど真っ直ぐな砂浜で、この海岸沖を**鹿島灘**という。

- 5 この沿岸には、**江名、中之作**、小名浜、日立、常陸那珂、大洗、鹿島の各港則法適用港がある。
久慈川以北の内陸は、阿武隈高地が南北に連なっているが、それから南方は関東平野が続いている。
 20m等深線は、おおむね距岸 2M前後にあるが、その形状はやや不規則である。20m等深線の外方には、ほとんど島、陰礁はないが、喫水の深い大型船は、犬吠埼の北方の**大根** (35° 49.0' N 140° 54.2' E、水深 17.5m) に注意を要する。
- 10 **航行上の注意** 塩屋埼～犬吠埼間の沖合 60～110M間の海面は、寒、暖両流の会合点に当たるため、所々に渦流を生じ、流木、海草、魚類の群集を認めることが多いので注意を要する。

塩屋埼～大津岬 (海図 W68)

- 概要** この約 13M間の海岸は、ほとんど著しい屈曲がなく、三埼がやや突出して小名浜港の東側を形成する。沿岸は、水深がやや不規則で、所々に陰礁が散在する。

塩屋埼の南側に**豊間漁港**があり、また、大津岬の北北西方約 2Mに**平潟港** (海図W1416、港則法適用港 (JP HRK) で、港域内に**勿来《ナコン》漁港、平潟漁港**がある) がある。

塩屋埼付近



目標

地物名	概位	備考
塩屋埼	36° 59.7' N 140° 58.9' E	埼上に灯台がある。
三埼	36° 56.1' N 140° 55.2' E	険しいがけで、北方約 600mに塔 (いわきマリンタワー、106m、白色 (上部青ガラス)) があり、埼の南東端に灯台がある。
湯ノ岳	37° 01.4' N 140° 47.7' E	高さ 594m
煙突	36° 56.6' N 140° 52.9' E	高さ 174m、赤白塗
3煙突	36° 54.8' N 140° 48.7' E	東側は高さ 202m、灰色、他の 2 本 (西側) は高さ各 152m、赤白
大津岬	36° 49.8' N 140° 48.2' E	がけの岬で、灯台がある。

目標

地物名	概位	備考
塔	36° 56.4' N 140° 55.2' E	いわきマリンタワー（対景写真、121 ページ参照）、高さ106m、上部青ガラス・下部白塗
煙突	36° 56.5' N 140° 53.0' E	高さ79m、赤白塗
	36° 56.6' N 140° 52.9' E	高さ174m、赤白塗
	36° 56.9' N 140° 52.4' E	高さ122m、赤白塗

通信

港長 船舶と港長との間で、「しおがまほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
しおがまほあん SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	福島海上保安部	

5

港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
おなほまポートラジオ	ch16/11, 12, 18	常時	0246-88-7712	福島県漁業無線局内

水先 小名浜水先区水先人会に要請する。（第1編 総記 第6章 水先、12 ページ参照）

入港上の注意 第1西防波堤の周辺海域では、大規模なふ頭施設等の整備工事が行われており、入港にあたっては事前に水路通報等により最新の情報を確認する必要がある。また、工事作業船の水域使用により泊地面積が狭くなっており、荒天時の港内は避難船舶で混雑する。

針路法 **小浜鼻** (36° 54.5' N 140° 50.5' E) の東南東方 1.8M付近から針路 018° で小名浜港第2西防波堤東灯台 (36° 55.2' N 140° 53.1' E) に向首し、小名浜港沖防波堤西灯台の正横付近から適宜の針路で港内に向かう。なお、この場合**ツリクライ磯** (36° 54.5' N 140° 52.6' E、水深 8.3mの暗礁) を避けるため、大煙突 (高さ 174m、目標の項参照) と小名浜港小名浜石油シーバース灯 (36° 55.2' N 140° 52.8' E) を結ぶ線より西側に入らないように注意する。

航泊禁止 7号ふ頭南東側の前面、**東港地区(東港岸壁)埋立工事区域の北西側**に航泊禁止区域がある。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカー (タンク船を含む) から 30m以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。なお、引火性危険物積載タンカーは港内に停泊中夜間においても視認できる「引火性危険物積載中」の標識を掲揚する。

錨地 検疫錨地は、小名浜港沖防波堤西灯台の東南東方 (36° 54.3' N 140° 53.5' E) 付近にある。

25

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
1 号 ふ頭	1・2号岸壁	36° 56.7' N 140° 54.4' E	213	7	300t×4	漁港区
	3号岸壁	36° 56.6' N 140° 54.4' E	150	8	300t×3	
2 号 ふ頭	3・4号岸壁	36° 56.6' N 140° 54.0' E	各 130	6.5~8.5	5,000×2	
	5・6号岸壁	36° 56.6' N 140° 53.9' E	各 73	4~6	1,000×2	
3 号 ふ頭	1~4号岸壁	36° 56.5' N 140° 53.8' E	各 175	9~10	10,000×4	
	5・6号岸壁	36° 56.5' N 140° 53.7' E	各 73	4~4.5	700×2	
	7号岸壁	36° 56.5' N 140° 53.6' E	74	4	700×1	
1号岸壁	90		4~4.5	700×1		
4 号 ふ頭	2・3号岸壁	36° 56.4' N 140° 53.5' E	各 200	9~9.5	10,000×2	
	4~6号岸壁	36° 56.3' N 140° 53.4' E	各 100	6	3,000×3	
5号ふ頭	1号岸壁	36° 56.1' N 140° 53.2' E	240	11~12	30,000×1	
6 号 ふ頭	1号岸壁	36° 56.0' N 140° 53.0' E	280	13~14.5	50,000×1	
	2・3号岸壁	36° 56.0' N 140° 52.8' E	各 130	6~8.5	5,000×2	
7 号 ふ頭	1・2号岸壁	36° 55.9' N 140° 52.8' E	各 270	12~13	40,000×2	
	3・4号岸壁	36° 55.8' N 140° 52.7' E	各 185	7~10.5	10,000×2	
	5号岸壁	36° 55.9' N 140° 52.6' E	130	6.5~7	5,000×1	
藤原 ふ頭	1号岸壁	36° 55.8' N 140° 52.4' E	185	9.5~ 10.5	10,000×1	岸壁北東端付近は浅い。
	2号岸壁	36° 55.7' N 140° 52.4' E	241	10.5~12	30,000×1	
	3号岸壁	36° 55.7' N 140° 52.3' E	185	6.5~9	12,000×1	
	4号岸壁		130	6~7	5,000×1	
大剣 ふ頭	1・2号岸壁	36° 55.6' N 140° 52.2' E	各 130	4.5~7	5,000×2	
	3・4号岸壁	36° 55.5' N 140° 52.3' E	各 185	8.5~9	10,000×2	
	5~8号岸壁	36° 55.4' N 140° 52.2' E	各 130	6.5~9.5	5,000×4	

上表のほか、大剣ふ頭の南東端及び同ふ頭の南西方に、石油会社専用の係船施設がある。

シーバース 第 2 西防波堤北側に小名浜石油シーバース(長さ 270m、計画水深 15m、係船能力 99,999D/W ×1) がある。

係船浮標 港内東側奥の船だまり内に 4 基、2 号ふ頭南南東方の第 1 西防波堤内内側直近に 1 基の係船浮標がある。また、大剣ふ頭南西方の 3 号危険物栈橋北側に 1 基の係船浮標がある。

架橋 3 号ふ頭と同ふ頭南東方の埋立地との間に小名浜マリブリッジ(高さ約 24m) がある。

最大入港船舶 2020 年 5 月 28 日、タンカー 新生丸 (66,536 t) が小名浜石油シーバースに着棧した。

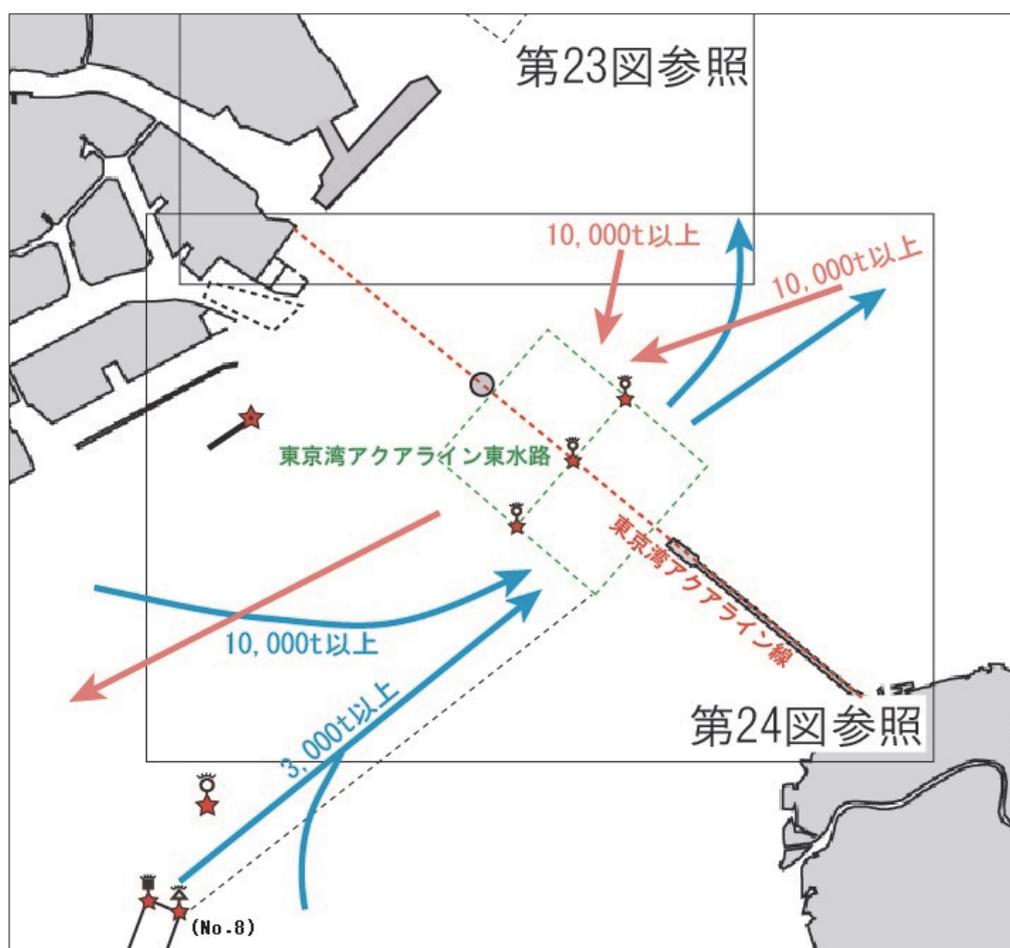
10 台風・津波対策 台風・津波等による災害を防止するため、小名浜港海上安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問合せ先: 福島海上保安部)。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
福島海上保安部(小名浜港長、相馬港長)	0246-54-3450	横浜植物防疫所小名浜出張所	0246-53-3402
横浜税関小名浜税関支署	0246-92-5151	福島県小名浜港湾建設事務所	0246-53-7124
東北運輸局福島運輸支局 小名浜庁舎	0246-54-2311	仙台検疫所小名浜出張所	福島空港出張所 0247-57-1233 へ連絡

15 引船・通船 引船がある。停泊船への通船がある。

第 31 図 東京湾北部海域における経路図



13 走錨注意情報 港長又は海上保安部長は強風が予想される場合に、走錨注意情報を発表し、下記事項等に留意し、事故の防止に努めるよう要請している。

- (1) 錨泊中の船舶は、走錨防止対策をとること。
- (2) VHF 無線電話 ch16 の継続聴守をすること。
- (3) 機関を「スタンバイ」とすること。
- (4) 常時適切なアンカーワッチを行うとともに、最新の気象情報の入手に努め、天候の変化に備えること。

走錨事故防止対策海域 走錨等に起因する事故を防止するため、荒天時、京浜港東京区においては錨泊制限海域にて、京浜港横浜・川崎区及び東京湾アクアライン周辺海域においては走錨対策強化海域にて、走錨事故防止のための各種対策の勧告等が発出される。（第 32 図、170 ページ参照）

湾外避難・入湾回避勧告 東京湾において、台風等の異常な気象・海象が予測される場合、走錨等に起因する事故の防止に万全を期すため、海上交通安全法等に基づき、第三管区海上保安本部長から、湾外から

台風の影響の少ない海域への避難や、湾への入湾回避を促す勧告が発出されることがある。（問合せ先：第三管区海上保安本部）

5 **走錨のおそれなど事故防止に関する情報提供等** 京浜港横浜・川崎区のLNGバース及び南本牧はま道路に対し、東京湾海上交通センターから、走錨のおそれなど事故防止に関する情報等が提供される。

また、東京湾アクアライン周辺海域に走錨対策強化の勧告が発出された場合、同海域に錨泊・航行等する長さ50m以上の船舶に対し、東京湾海上交通センターから、走錨のおそれなど事故防止に関する情報等が提供される。

10 なお、両海域における同情報等の聴取は義務となる。（第32図 170ページ参照）

第 32 図 東京湾における走錨事故防止海域【図の差し替え】



第 1 節 野島崎～洲崎 (海図 W90)

5

概要 野島崎～洲崎の間は砂浜と岩海岸で、背後には低い山丘が連なる。

野島崎の西側は、北寄りの風のと看、小型船の避泊に適する。

平砂《ヘイサ》浦 (34° 56′ N 139° 48′ E) は布良鼻と洲崎との間にある遠浅の開湾で、常に波浪が侵入する。この海岸一帯の砂丘には、松の木が密生している。

10 布良鼻付近は、距岸約 1.7Mまでは水深 16m以下の浅所が延び、その内方には浅礁が多い。また、東方から東京湾に入る場合には、洲崎北西方の小禿出シ (34° 59′ N 139° 44′ E、水深 6m) に注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
野島崎	34° 54.1′ N 139° 53.3′ E	平らな低い崎で、海側へ約 500m突出している。灯台がある。
布良《メラ》鼻	34° 54.9′ N 139° 49.4′ E	低い岩の崎
大山	34° 54.7′ N 139° 50.0′ E	高さ 149m、山頂付近は平らで、銀色塗の鉄塔(多数)がある。
大山	34° 57.9′ N 139° 46.7′ E	高さ 194m、この付近の最高峰で、円すい形の山
洲崎	34° 58.5′ N 139° 45.4′ E	崎端は低く、灯台がある。南方又は北方から遠望すると小山が連立しているように見える。

海底谷・海台 布良鼻の西方約 2.5Mの所まで深く入り込んだ海底谷があり、その幅約 1M、水深 250～

第 2 海堡付近 (海図 W1081)

概要 第 2 海堡 (35° 18.7' N 139° 44.5' E) には灯台がある。第 1 海堡～第 2 海堡間は浅水で、小型船以外は通航できない。この浅水地は第 2 海堡灯台の赤光分弧で示される。第 2 海堡付近は船舶の往来が非常に多く、最も注意すべき海域である。

5 **中ノ瀬** 中ノ瀬は、第 2 海堡の北方約 2M の所から北方へ約 4M 東西約 1.5M にわたる広い浅瀬で、20m 等深線内に水深 15m 以下の浅所が散在し、最浅部は北端部にあつて水深 12.1m、南西部には水深 13.1m の所がある。

瀬の西側には東京湾中ノ瀬 A、B、C 及び D の各灯標があり、D 灯標 (レーダビーコン付き) は特大灯標である。

10 第 3 節 東京湾北部 (海図 W90)

概要 この区域には、京浜港、千葉港、木更津港などがある。

深水部は西浜寄りに北方へ延び、横浜豊浦沖で水深 40m 前後である。この深水部の東側から湾奥一帯は、水深 10～30m で、沿岸には広い干出地、浅水地がある。

15 この区域の海岸一帯は工業地帯として、埋立て、港湾施設の造成などが行われている。

京浜港、千葉港、木更津港に出入する超大型船は、中ノ瀬及び中ノ瀬航路東方の広い浅水地に注意を要する。

航行上の注意 この区域では、夜標は陸上の灯火などに紛れて、識別が困難であるので注意を要する。葛南区、木更津及び富津沿岸の浅海域には、8 月中旬～翌年 5 月中旬までの間にノリヒビが設置されている。

20 **台風時の避泊錨地** 東京湾の各港長は、各港に台風が接近する際には在港船舶に避難勧告等を出しており、大型船は防波堤外の安全な場所への避泊を原則としている。

木更津沖は、風向が南南西から西に回ると、走錨して乗揚げる危険があるので注意を要する。

東京湾海上交通センター (とうきょうマーチス) では、湾内の各港長から避難勧告が発令された際、下記の方法で錨泊船情報を提供している。

25 1 一般情報 毎時 00 分及び 30 分から 15 分間 1,665kHz (日本語)
毎時 15 分から 15 分間 2,019kHz (英語)

2 個別情報 船舶からの要請による。

(1) VHF 無線電話 ch16 (呼出し・応答) ch12・13・14・66・69 (通話)

(2) TEL 045-225-9140～9141

30 3 ウェブページ

URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

35 **走錨対策強化海域** (第 32 図、170 ページ参照) 東京湾アクアライン周辺海域の走錨対策強化海域において、荒天による強風が予想される場合、同海域へ錨泊する船舶に対し、第三管区海上保安本部長から、VHF16ch の継続聴守、船橋当直の増員配置、機関及びスラスターの起動、AIS の動作維持等走錨対策強化の勧告がなされる。

この走錨対策強化海域は、東京湾アクアライン風の塔灯 (35° 29' 28" N 139° 50' 06" E) 及び東京湾アクアライン海ほたる灯 (35° 27' 52" N 139° 52' 28" E) をそれぞれ中心とした半径 2 海里円内の海上

交通安全法適用海域のうち、荒天時において港則法第 39 条 4 項に基づき勧告が発出される錨泊制限海域（航路及び一部の海域を除いた東京国際空港周囲 2 海里的海域）及び東京湾アクアライン東水路を除く海域となる。

5 また、第三管区海上保安本部では、走錨対策強化勧告の発出時、東京湾アクアライン周辺海域の走錨対策強化海域に錨泊する AIS 非搭載船舶に対し、東京湾海上交通センターへの「錨泊位置」及び「連絡手段」を通報するよう協力依頼をしている。（問合せ先：第三管区海上保安本部）

東京湾北中部東側（海図 W1061、W1062）

概要 富津岬～旧江戸川河口の約 20M間は、港湾地帯を除いておおむね遠浅で険礁はない。

10 東岸に千葉港、木更津港がある。

漁業 富津岬北側海域及び木更津港東部～千葉港（千葉区）西部に至る海域（盤州付近）の距岸約 2M以内にノリ養殖施設（8 月～翌年 5 月）が多数設置されている。（第 29 図、165 ページ参照）

注意 富津岬付近は潮流が強いため、サンドスピットは常に変移し、また、その周囲の水深もよく変化するので、第 2 海堡以东に入らないよう注意を要する。

15 目標

地物名	概 位	備 考
3 煙 突	35° 20.6' N 139° 50.0' E	高さ 153m・四角柱型集合煙突（薄青色、頂部青色横縞）、高さ各 204m、集合煙突（各クリーム色塗）、火力発電所構内
3 煙 突	35° 21.6' N 139° 52.2' E	高さ 224m・青白塗、164m・青薄青塗、203m・赤白塗、製鉄所構内
盤 洲 鼻	35° 24.9' N 139° 53.9' E	低い鼻
シーバース	35° 30.7' N 139° 56.2' E	京葉シーバース、長さ 470m、幅 50mのドルフィン、中央部にシーバース灯（高さ 34m、レーダ反射器付）、南西部及び北東部に各 2 個の副灯（両端の副灯はモータサイレン付）がある
塔	35° 36.7' N 140° 01.4' E	観測やぐら設置ライト付

木更津港（35° 22' N 139° 52' E）（海図 W1067）（JP KZU）



（2018 年 10 月撮影）

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、植物防疫の港

20 概要 東京湾東部のほぼ中央にあり、港域内に木更津及び富津の 2 航路が定められている。

目標

地物名	概位	備考
煙突	35° 24.8' N 139° 38.6' E	高さ 134m、赤白塗、横浜 5 区
煙突	35° 24.2' N 139° 38.6' E	高さ 203m 白色、火力発電所構内、横浜 5 区
風力タービン	35° 28.1' N 139° 39.1' E	高さ約 83m、白色、瑞穂ふ頭
横浜ベイブリッジ	35° 27.3' N 139° 40.5' E	高さ 53~56m (架橋・架空線の項参照)
著屋	35° 26.3' N 139° 41.4' E	本牧信号所、高さ 54m
煙突	35° 28.8' N 139° 41.4' E	高さ 134m、白色、清掃工場構内
	35° 29.9' N 139° 43.1' E	高さ 128m、赤白塗、京浜運河・扇町
	35° 31.0' N 139° 45.1' E	高さ 77m、火炎、千鳥町
2 煙突	35° 30.8' N 139° 46.4' E	南北に高さ 83m、82m、火炎、各赤白塗、浮島町

通信

港長 船舶と港長との間で、下表のとおり VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
よこはまほあん YOKOHAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	横浜海上保安部航行安全課 川崎海上保安署	京浜港横浜航路及び横浜区に関する こと、京浜港川崎航路 及び川崎区に関する こと (管制通報に関 することを除く。)
とうきょうマーチス TOKYO MARTIS	ch16, 13 /12・13・ 14・66・69		東京湾海上交 通センター	京浜港横浜航路に関 すること、京浜港川 崎航路、鶴見航路及 び京浜運河に関する こと (管制通報に関 することに限る。) 呼出及び応答の後、 横浜航路の場合は 「よこはま」、川崎航 路、鶴見航路及び京 浜運河の場合は「か わさき」を冒頭に冠 し通報すること。

5 港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
よこはまポートラジオ かわさきポートラジオ	ch16/07,11,12,14,18,19,20,64	常時	(横浜、川崎とも) 045-510-2345	東洋信号通信社受託局

水先 東京湾水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

10 航路 大黒ふ頭南西側に横浜航路 (長さ約 3.0M、幅約 400~650m、水深 11~25m) 及び京浜運河東口に川崎航路 (長さ約 1M、幅 300~1,000m、水深 12~21m)、同西口に鶴見航路 (長さ約 2M、幅約 450m、水深 12~18m) がある。

止区域がある。(第 41 図、212 ページ参照)

航泊制限 ~~危険物荷役専用棧橋において液化ガス(液化石油ガス及び液体アンモニア、プロピレンなど)積載船が荷役中は、危険であるから一般船舶は該船舶から 30m 以内を航行又は停泊してはならない。また、火粉止めの装置のない船舶、裸火を使用している船舶並びに火気管理不十分な船舶は、港内石油製品取扱所(製油所・油槽所など)及び同所各棧橋に接岸荷役中の船舶の周辺 30m 以内を航行、又は同水域内で停泊若しくは作業をしてはならない。引火性危険物積載タンカーの引火による事故を防止するため、一般船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから 30m 以内の海面に立ち入ることを制限されている。なお、同タンカーは、港内停泊中、「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。(令和 3 年 4 月 1 日 港長公示第 3-1 号)~~

10 **航行制限** 鶴見航路、川崎航路及び京浜運河における航行は、昼間総トン数 1,000 t 以上の船舶は原則として鶴見航路から入航し、川崎航路から出航する一方通行となっている。

ただし、総トン数 5,000 t (京浜運河第 4 区及び大師運河への入航については総トン数 1,000 t) 以上の船舶、油送船及び港長の認めた船舶は、京浜運河第 3 区以東の管制区及び枝運河に限り川崎航路から入航し、また、京浜運河第 2 区以西の管制区及び枝運河に限り、鶴見航路から出航できる。

15 **錨地** 検疫錨地は、横浜区第 3 区の横浜航路北側及び川崎区第 2 区の東扇島南東方にある。また、危険物積載船錨地は、横浜区第 3 区、第 5 区及び川崎区第 2 区に指定されている。(第 41 図、212 ページ参照)

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
金沢木材ふ頭	35° 22.4' N 139° 39.2' E	187	12	15,000×1	在来船バース 耐震岸壁	
南本牧ふ頭	MC1	35° 24.2' N 139° 40.8' E	350	16	105,000×1	コンテナターミナル ガントリークレーン
	MC2	35° 24.1' N 139° 40.7' E	350	16	105,000×1	
	MC3	35° 24.0' N 139° 41.0' E	400	18	158,000×1	
	MC4	35° 23.9' N 139° 40.8' E	500	18	158,000×1	
本牧ふ頭	A 突堤基部	35° 26.6' N 139° 39.9' E	100	5.5	2,000×1	内航船バース
	A1~3	35° 26.8' N 139° 40.0' E	200×3	8.5~10	15,000×3	在来船バース
	A5・6	35° 26.9' N 130° 40.4' E	300×2	12~13	35,000×2	コンテナターミナル ガントリークレーン
	A7・8	35° 26.6' N 139° 40.2' E	250×2	12	25,000×2	在来船バース
	B1	35° 26.4' N 139° 40.3' E	200	10	15,000×1	在来船バース
	B2~4	35° 26.6' N 139° 40.4' E	200×3	11	15,000×3	専用コンテナバース ガントリークレーン 耐震岸壁
	BC1	35° 26.5' N 139° 40.7' E	390	16	60,000×1	専用コンテナバース ガントリークレーン 耐震岸壁
	C5~9	35° 26.2' N 139° 40.7' E	200×5	13	15,000×5	コンテナバース
	D1	35° 26.0' N 139° 40.8' E	400	13	40,000×1	専用コンテナバース 耐震岸壁
	D4	35° 26.3' N 139° 41.0' E	400	16	40,000×1	専用コンテナバース 耐震岸壁
	D5	35° 26.4' N 139° 41.1' E	300	16	60,000×1	専用コンテナバース 耐震岸壁
	新建材 1号	35° 25.6' N 139° 41.0' E	185	10	12,500×1	建材専用バース
	新建材 2号		145	9	5,000×1	
山下ふ頭	1号	35° 26.8' N 139° 39.2' E	180	10	15,000×1	在来船バース
	2号	35° 26.9' N 139° 39.3' E	200	12	20,000×1	
	3号	35° 27.0' N 139° 39.4' E	220	12	25,000×1	
	4号	35° 27.0' N 139° 39.5' E	180	10	15,000×1	
	5号	35° 27.0' N 139° 39.6' E	180	10	15,000×1	
	6~8号	35° 26.9' N 139° 39.7' E	180×3	10	15,000×3	
	9・10号	35° 26.9' N 139° 39.9' E	180×2	10	15,000×2	
大棧橋ふ頭	A・B	35° 27.1' N 139° 38.9' E	225×2	12	30,000×2	公共客船バース
	C	35° 27.2' N 139° 38.9' E	350	11	30,000×1	
	D	35° 27.1' N 139° 38.8' E	100	10	30,000×1	

走錨対策強化海域（第 42 図参照） 京浜港（横浜区・川崎区）及び付近海域は底質があまり良くな
く、走錨に起因する事故が多発しているため、東京ガス LNG 扇島バース灯及び JERA 扇島 LNG バース灯並び
に南本牧はま道路橋脚灯を中心とした半径 2 海里の円内海面において、京浜港横浜・川崎区に台風の接近等
による荒天が予想される場合は、京浜港長から VHF16ch の継続聴守、船橋当直の増員配置、AIS 作動維持、
走錨の早期検知及び早期解消等の走錨対策強化に関する勧告及び高乾舷船、積荷積載率 10%以下の船舶に
対する錨泊自粛勧告等がなされる。

走錨対策強化海域は、次の海域となっている。（第 42 図参照）

1 東京ガス扇島 LNG バース灯（ $35^{\circ} 27' 43''$ N $139^{\circ} 43' 08''$ E）及び JERA 扇島 LNG バース灯（ $35^{\circ} 28' 15''$ N $139^{\circ} 44' 20''$ E）を中心とする半径 2 海里の円内海面のうち、次の①から⑤の地点までを
順次結んだ線以南の海面。ただし、横浜航路及び鶴見航路並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区
域を除く。

① $35^{\circ} 29' 25''$ N $139^{\circ} 46' 19''$ E（東扇島防波堤）

② $35^{\circ} 27' 52''$ N $139^{\circ} 42' 46''$ E（J F E スチール東日本製鉄所扇島護岸）

③ 横浜大黒防波堤東灯台（ $35^{\circ} 27' 24''$ N $139^{\circ} 42' 25''$ E）

④ $35^{\circ} 27' 16''$ N $139^{\circ} 42' 02''$ E（大黒ふ頭先端緑地護岸）

⑤ $35^{\circ} 26' 29''$ N $139^{\circ} 41' 14''$ E（本牧ふ頭防波堤）

2 南本牧はま道路橋脚灯 P4（ $35^{\circ} 24' 39''$ N $139^{\circ} 40' 57''$ E）を中心とする半径 2 海里の円内海面の
うち、南本牧ふ頭東端（ $35^{\circ} 24' 27''$ N $139^{\circ} 41' 43''$ E）から真方位 90 度に引いた線、南本牧はま道
路、本牧ふ頭 D 突堤北端（ $35^{\circ} 26' 31''$ N $139^{\circ} 41' 07''$ E）から真方位 0 度に引いた線及び陸岸で囲
まれる海面。ただし、横浜航路及び京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

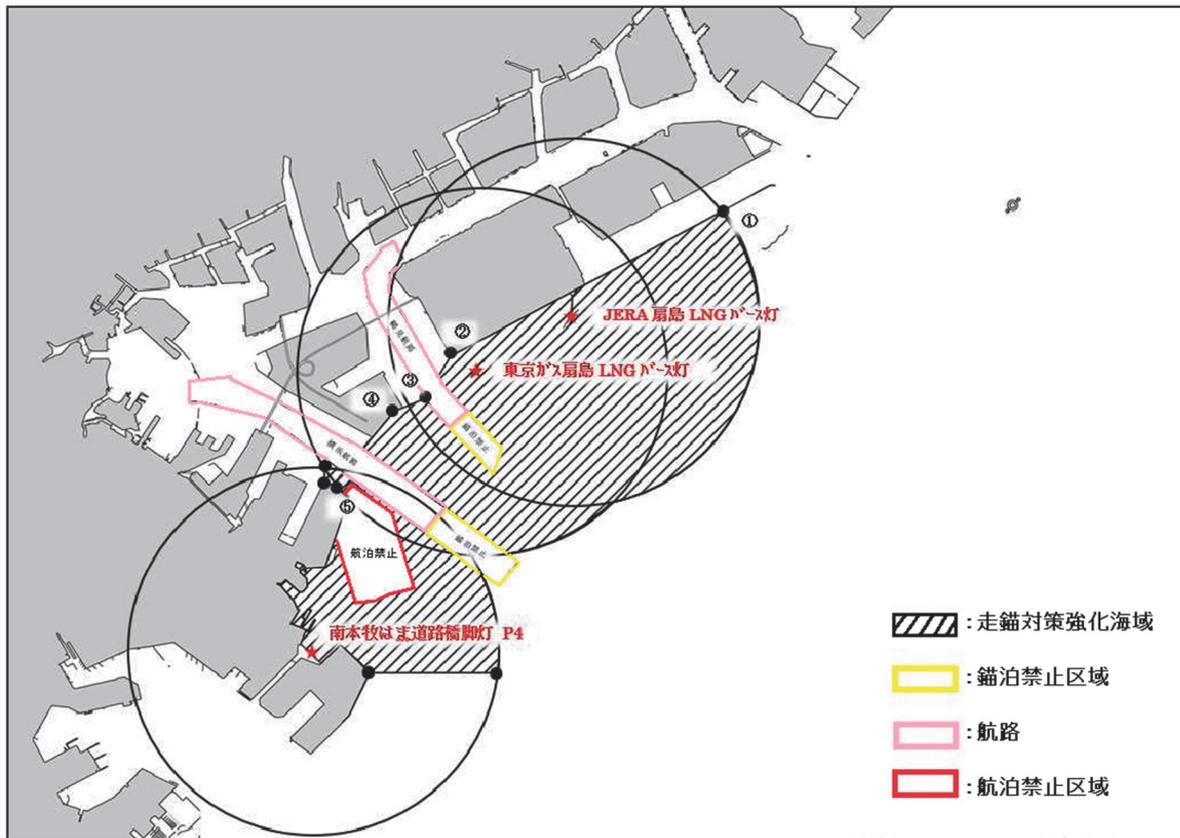
また、走錨対策強化海域に関する勧告が発出された場合、京浜港（横浜区・川崎区）に錨泊する総トン
数 500 t 未満の船舶は、横浜海上保安部に「錨泊位置」及び「連絡手段」等を通報するよう指導している。

錨地指定、停泊指定及び錨泊通報

① 通報内容 船種、船名、総トン数、避難前のバース、錨泊位置（錨地名）、投錨日時、船舶電
話番号、信号符字又は船舶番号、全長、最大喫水、AIS 装備の有無、投錨節数

② 通報方法 横浜海上保安部（常時執務）TEL 045-201-1671, 8180, FAX 045-211-2405

第 42 図 京浜港（横浜区・川崎区）走錨対策強化海域



気象 年間を通じて西北西～北西の風が多い。

港湾施設

名称		概位	長さ (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
三輪崎	第1・2号岸壁	33° 40.9' N 135° 58.9' E	60×2	3~4.5	700×2	
	第3号岸壁		90	5.5	2,000×1	
	第4号岸壁	33° 40.8' N 135° 58.8' E	185	10	10,000×1	
	第5号岸壁		46	7.5	5,000×1	
佐野第1号岸壁	33° 40.6' N 135° 58.7' E	130	7.5	5,000×1	耐震強化岸壁	
佐野第2号岸壁		130	7.5	5,000×1		
佐野第3号岸壁	33° 40.5' N 135° 58.6' E	220	12~12.5	38,000×1		
旅客船岸壁	33° 39.8' N 135° 59.2' E	230	8~9	13,000 t ×1		

上表のほか、佐野岸壁南側に12,000D/Wの係船用ドルフィンがある。

5 最大入港船舶 2018年4月27日、客船コスタ・ネオロマンチカ(57,150 t、喫水7.6m)が佐野第3号岸壁に着岸した。

海事関係官公署

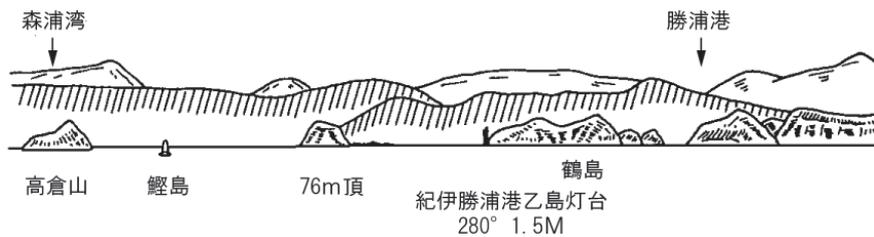
官公署名	連絡先
大阪税関和歌山税関支署新宮出張所	0735-31-5258

医療施設

名称	電話番号	備考
新宮市立医療センター	0735-31-3333	

10

勝浦湾対景図



東方から勝浦湾を望む

勝浦港 (33° 37' N 135° 57' E) (海図 W46) (JP KAT)



(2018年5月撮影)

港種 港則法適用港、検疫港

5 **概要** 勝浦湾北側にある港で、通称、紀伊勝浦港と呼ばれている。この港は三方を陸地に囲まれ、湾内南部に中島があって、風波をよく防ぎ、紀伊半島東岸では屈指の良港である。

気象 年間を通じて、北西、北東の風が多いが、港内まで影響することは少ない。台風襲来時や東寄りの風が強吹するときには、うねりの余波が侵入することがある。

目標

地物名	概位	備考
乙島	33° 36.8' N 135° 57.1' E	高さ40m、樹木が繁茂し、南西端に灯台がある。
中島	33° 37.2' N 135° 56.8' E	高さ41m、樹木が繁茂し、南方からは、西端のホテル、東端の灯台がよく目立つ。
3 タンク	33° 37.3' N 135° 57.0' E	油タンク緑色。
2 著屋	33° 37.5' N 135° 57.1' E	白塗。このほか西方対岸の各ホテルも顕著

10

針路法

東方沖合から

1 針路 280° で紀伊勝浦港乙島灯台 (33° 36.8' N 135° 57.0' E) に向首して、勝浦湾口に近づく。

2 那智勝浦鯉島灯台 (33° 36.4' N 135° 57.7' E) を 190° に見る所から針路 270° で勝浦湾北側の黒取岩西方の丘頂 (33° 36.7' N 135° 55.7' E、高さ76m) に向けて湾内に入る。

3 乙島の南方から徐々に右転して、針路 007° で港内東側 (半島の南西部) にある最西方の油タンクに向首 (後方のホテルの最高所とほぼ一線) して、中島の東側の水路に入る。

針路法 港口に近づいたら、周参見港天神山下指向灯 (33° 33.0′ N 135° 29.4′ E) の示す可航水路 (白光 035°) を進めば、港口付近の険礁は避けられる。

なお、北西浜から南東方へ延びる西防波堤が、針路を遮っているため、稲積島の正横付近から適宜右転して港内に入る。

5 **錨地** 西寄りの風の強いときは稲積島の北西方の水深 12~16m、底質が砂の所がよく、1,000 t 級船舶 1 隻が錨泊でき、錨かきも良い。ただし、**長島** (33° 32.6′ N 135° 28.9′ E) の北東方約 220m に魚礁があるので注意を要する。そのほかは同島の北方か北東方がよく、500 t 級船舶 1 隻が避泊できるという。台風時には、波浪が侵入し危険である。

港湾施設 港内北岸に -3m 岸壁 (33° 32.9′ N 135° 29.3′ E、長さ 235m) がある。

10

瀬戸崎~切目崎 (海図 W77)

概要 瀬戸崎~切目崎間の約 8.5M の沿岸は、東部に田辺港が大きく湾入するほか、**鉛山湾**、**下芳養湾** があり、いずれも険礁の多い開湾である。

15 **下芳養《シモハヤ》湾** (33° 44′ N 135° 20′ E、海図 W74) 入湾する際は、湾口中央のシヅミ (33° 44.2′ N 135° 20.4′ E、水深 4.8m の浅所)、北西方の**菊見島** (33° 44.3′ N 135° 20.1′ E、高さ 1.9 m の干出岩) 及び南東方の**元島** (33° 44′ N 135° 21′ E) の西方約 400m まで延びている礁脈に注意を要する。

田辺港への入港針路上には漁船が多く、特に 2 そう曳網漁船には注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
著屋	33° 40.3′ N 135° 19.9′ E	ホテル、白浜温泉街、灯火は遠望顕著
平草原	33° 40.3′ N 135° 20.9′ E	高さ 131m、頂上付近に無線塔 (2 赤灯を点ずる) がある。
番所鼻	33° 41.6′ N 135° 20.1′ E	鼻端に灯台がある。鼻の北側に 塔島 (高さ 29m の岩で、頂上に松がある) がある。
斎田崎	33° 43.6′ N 135° 21.2′ E	崎頂の 斎田山 (高さ 28m) は樹木が群生する。
森崎	33° 44.5′ N 135° 19.7′ E	松の木等が茂って黒く顕著である。
目津崎	33° 45.9′ N 135° 17.9′ E	岩肌に見える険しいがけの崎。後方にホテルがある。
切目崎	33° 47.1′ N 135° 14.0′ E	岩がけの崎で松の木が茂っている。

20